

令和2年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第3号）
(輝くふるさと常任委員会)

令和2年3月10日(火)
午前10時 開 議

【開会】

【会議録署名委員の指名】	1
日程第1 会議録署名委員の指名		
【議案第9号～第25号審査】	
日程第2 議案第9号 令和元年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）	1
日程第3 議案第10号 令和元年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正 予算（第2号）	9
日程第4 議案第11号 令和元年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算 （第1号）	9
日程第5 議案第12号 令和元年度葛巻町水道事業会計補正予算（第2号）	10
日程第6 議案第13号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例	10
日程第7 議案第14号 葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び 葛巻町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正す る条例	12
日程第8 議案第15号 葛巻町職員定数条例及び葛巻町課設置条例の一部を改 正する条例	13
日程第9 議案第16号 印鑑条例の一部を改正する条例	17
日程第10 議案第17号 町営住宅条例の一部を改正する条例	18
日程第11 議案第18号 手数料条例の一部を改正する条例	18

日程第12	議案第19号 非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例	19
日程第13	議案第20号 葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例	24
日程第14	議案第21号 葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	24
日程第15	議案第22号 葛巻町水道事業給水条例の一部を改正する条例	24
日程第16	議案第23号 葛巻町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例	25
日程第17	議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて	25
日程第18	議案第25号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めるについて	26

令和2年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第3号）輝くふるさと常任委員会				
3月定例会議 告示年月日	令和2年2月27日（木）			
定例会議再開年月日	令和2年3月6日（金）			
会議の場所	葛巻町役場			
会議年月日	令和2年3月10日（火）開議10時00分 散会11時40分			
委員出席状況 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 △ 遅刻 △ 早退	委員氏名	出席の有無	委員氏名	出席の有無
	下屋敷 幸男	○	鈴木 満	○
	遠藤 裕樹	○	姉帯春治	○
	近藤 聖	○	辰柳 敬一	○
	山崎 邦廣	○	高宮 一明	○
	柴田 勇雄	○	中崎 和久	—
	会議録署名委員	近藤 聖	辰柳 敬一	
会議の書記	議会事務局長	触沢 誉	議会事務局総務係長	村木晋介

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長		農林環境エネルギー課長	松浦利明
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	中山優彦
	教育長	吉田信一	教育委員会事務局教育次長	石角則行
	農業委員会長		病院事務局長	大久保栄作
	代表監査委員		農業委員会事務局長	和野康弘
	総務企画課長	山下弘司	総務企画課室長	大川原洋一
	政策秘書課長	服部隆行	政策秘書課室長	波紫徳彰
	住民会計課長	千葉隆則	総務企画課財政係長	近藤桂太
	健康福祉課長	檜木幸夫		

(開議時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は、9名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから、本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、委員長から、近藤聖委員及び辰柳敬一委員を指名します。

次に、議案審査に入ります。質疑、答弁とも簡潔、明快にお願いします。また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

はじめに、日程第2、議案第9号、令和元年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。山崎委員。

山崎邦廣委員

お伺いいたします。ページは30ページから31ページになります。10款、教育費、1項、2目、15節、工事請負費、補助事業で、学校情報通信ネットワーク環境整備工事40,068,000円、それと、単独事業で大型掲示装置設置工事14,784,000円、この二つの工事の詳細と、工事のスケジュールはどのようになっているでしょうか、お伺いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

ただいまのご質問がありました、学校技術環境整備交付金、失礼しました。事業について、お答えいたします。本事業は、国のGIGAスクール構想の実現に向けた校内ネットワーク整備事業という3月の補正を受けまして、今回、補正を出したものでございます。詳しい内容といたしましては、現在、町では21年度から学校内にインターネット環境ができる環境整備をしております。その部分を今度の工事では全体に、全校生徒の全児童ができる環境に変えるというのが、まず、主な趣旨でございます。その校内のネットワーク環境、通信ができる環境ですね、整えるということと、工事が、40,000,000円の工事の方、そして、これが国の補助を受けてやるものということの説明とさせていただきます。

もう一つ、単独事業での大型掲示装置というのですが、プロジェクター等で映像を映し出して、生徒がそれを見るという装置でございます。なお、こちらの方につきましては、電子黒板機能等を付けたものをやるということで、こちらの方は国の補助対象と

はならなかつたんですが、学習の効果を高める部分として、町として必要な部分ということで、授業効果を高めるために、こちらの方を導入してということで、今回の工事に一括してあげたものでございます。

そして、もう1点ご質問のありました工事の時期につきましては、早い段階でやりたいと考えております。来年度5月、6月での入札を考えて、そして、工事の方につきましては、生徒が休みになる夏休み期間の長期休業期間を工事に充てまして、2学期からの運用ができるような体制で組みたいと思っております。そのほか、来年度、このG1GAスクール構想の中には、タブレット等、パソコンでの整備も併せてきますので、そういういたるものも、たぶん来年度の補正予算の方でくるということを想定いたしまして、その時期での更新ということで検討しているものでございます。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

11ページ、一番最初の地方消費税交付金の関係なんですが、今回6,480,000円の減額になっておりますが、この理由はどのようなことから減額になったでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

お答えいたします。令和元年度の消費税交付金を見積もった際に、令和元年10月から消費税等の税率の改正が予定されていたことを受けまして、国や県による推計率、伸び率と、あと、平成30年度の地方消費税交付金の交付実績等を勘案して、当町においては30年度予算70,000,000円増ということで、105,000,000円の予算を計上したところでございましたが、消費税等の増税後の消費落ち込み等が想定より大きかった関係で、増税後の影響が現れる12月交付分、それから、3月交付分の交付金実績が前年比で11,075,000円ほど、23パーセントほどの落ち込みがあった関係で、今回、補正で減額をさせていただくものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

中身は分かりましたけども、この地方消費税の交付金については、30年度の実績で110,000,000円ですよね。それから、新しい令和2年度の予算では120,000,000円計上になっているわけです。そうしますと、この令和2年度の関係にも関わってくるわけですが、消費税の落ち込みというふうな大きな要因も今話されておりましたけども、ちょ

っと、新年度予算の方にも関係、関わるのですが、120,000,000円の令和2年度の計上では、ちょっと過剰過ぎはしないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

お答えいたします。2年度の予算におきましては、予算額を増額している要因でございますが、令和元年度においては消費税の影響が交付金に反映されるのが4カ月分であります、令和2年度においては12カ月分が反映されるものとなります。ですので、国や県による推計、伸び率等も参考にしながら、前年度比15,000,000円、14.3パーセントの増を見込んだものでございます。令和2年度の予算は1月下旬に、その内容を決定した形になっていますので、当初予算編成時点においては、令和元年度の地方消費税の交付金額も未確定な状態でありましたことから、今年度の状況を反映したものとはなっていない形になっていますので、今後の社会情勢等を注視しながら、予算額の実績とのかい離が大きい場合には補正予算等で調整を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、昨年の10月からは消費税が引き上げになって10パーセントになりましたけども、消費税と地方消費税が合わせて消費税10パーセントというようなことで、そのうちで地方消費税が2.2パーセントですよね。その前の改正前は1.7パーセントの地方消費税で、これが県で、県の精算後で市町村と2分の1ずつ分けるようなことになっている内容なわけですが、そうしますと、当然にそのままスライドしますと、たくさんくるような感じがしておりますので、今年度のこの減額、非常に減額になってきているのは不可解なような感じがしての質問でしたので、一応、実績というふうな形になりますと、消費税の落ち込みというような形になりますと、致し方ないのかなと、このように思いますので、あえて、ここはお聞きいたしました。

次に、12ページと29ページの関わりでお伺いいたしたいと思います。プレミアム付の商品券の関係なんですが、これは、これも消費税絡みで低所得者の方々への生活支援というふうな形で出てきたものなんですが、ここで7,000,000円の減額になっておりまして、そうしますと、もう半分以上も、今回、不要額というふうな形になるのではないのかなと思うのですが、この中身はどのような形で商品券、この事業費が推進され、このような結果になったのか、お知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

お答えいたします。プレミアム付商品券につきましては、今年度は国の事業と、それから、町単独の事業を実施したところでございますが、今回、補正で減額させていただくのは国の事業によるプレミアム付商品券の部分でございまして、これは住民税とか非課税世帯、それから、3歳児未満の子どもがいる世帯等を対象にした事業ということで、國の方で実施した事業になってございますが、当初、対象としては1,870人ほどの対象者がございまして、それにプレミアム商品券としては25,000円で販売するわけですが、その5,000円分がプレミアム付きということでの事業になってございまして、9,350,000円ほど、1,870人分ということで9,350,000円ほどの予算計上をしていたところでございますが、実績で600人ほどの実績になってござりますんで、その差額分ですね、を、今回、減額させていただく形になってございます。この事業は全国的に行われているわけですが、当町だけではなくて、実績がふるわなくて、当町の場合は32パーセントほどの実績になっているわけですが、大体、県内のところは、そういう形での実績になっているという形になります。よろしくお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりましたけども、ただ、町内の、このプレミアム、あまり効果が上がらなかったのかなというふうに見受けますが、その点はいかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

ちょっと、いろいろ事業を実施している段階で住民の皆さんから、このお話になると、お聞きしていると、25,000円を交付していただいて、お金を全部もらえるという形に勘違いされていた方があって、実際は20,000円は自分で出さなければならないというような、そういう内容の事業だったものですから、そういう意味で、なかなか実施にならなかつた、購入にならなかつたという部分があるようです。ただ、町単独で実施した事業につきましては、4,000円分のプレミアムを付けた商品券を販売したわけですが、そちらの方は完売した形になっていますので、そういう意味での事業効果はあったのかなと思っていますところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

はい、分かりました。

次に、同じく12ページの、先ほどもお話出てきましたけども、公立学校のネットワーク、ここでは国庫補助2分の1で19,364,000円となっておりますが、このほかに交付税措置されるようなものがあるのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

ただいまのご質問に、お答えします。そのほかに何かない、国の補助はということの部分について、回答いたします。学校施設整備事業費としまして、充当率90パーセント以上の、90パーセントの措置ということで今回はなっておりまして、35パーセントの部分で19,000,000円ほどの補助、そのほかに学校施設整備等事業補助金で35パーセント、交付税の部分で6割ということで見込んでおるものでございます。町の実質負担分とすると、いくらくらいになるかということでお答えしますと、17,985,000円程度が町の負担分ということで考えておるものでございます。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

もう一度、確認させていただきたいと思いますが、国庫補助金2分の1は分かります。そのほかに、これは2分の1ですから、そのほかに2分の1はかかるわけですよね、31ページを見てみると。そういうふうな事業費に対して、また、さらに地方交付税の措置がありますかという話ですが、どうでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

お答えいたします。この国庫補助金の交付された残分に対しての起債等の関係の部分でございますが、学校教育施設等整備事業債という事業債、起債になりまして、これは100対象になります。すみません。元年度、後年度に60パーセントの交付措置がある事業でございます。大変失礼しました。よろしくお願ひします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。

次に13ページでございますが、農地利用最適化交付金で、これは10分の10の国の歳入になって4,974,000円というふうなことで、これについても13ページと25ページの関わりがあるのではないかなどと思いますが、なかなか聞き慣れない言葉で、農業委員会の委員の皆さん、この成果報酬、成果実績分ということで、このようになっておりますが、なかなか、これも成果実績分とか報酬、聞き慣れないわけでございますが、どのような事業をやれば、このような10分の10の交付金がくるのか、お知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（和野康弘君）

お答えいたします。現在の農業委員会の体制が昨年度8月から改正されまして、農業委員さん、あと、農地利用最適化推進委員さんで、現在、活動を行っている状況でございます。この事業につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員が担い手への農地集積、集約化の推進活動、あと、遊休農地の発生防止解消活動、これらの活動実績と成果実績から算定されまして、国の方から交付金をいただく事業となってございます。

昨年度の、今年度の成果といいますか、活動としましては、まず、活動におきましては、農地を持っている方、利用している方々の意向の確認調査などを行い、また、各地域での地域の協議の場ということで、座談会とか、そういったところに出席したりとかしております。また、個々に農地集積の集積や集約化をさせるための調整活動ということで、各農家さんを個別に訪問したりとか、そういった活動をやっております。また、担い手への農地集積、集約化の推進活動を進めるということで、各農家さんたちのマッチングを行うことなどを重点的にやっております。また、遊休農地の発生防止解消活動ということで、農地パトロールだったりとか、各地域の農地を見て歩いたりとか、使っている方々、持っている方々への個別の訪問などの活動を行われている状況でございます。

成果としましては、農地集積と集約化の成果ということで、今年度の成果見込みとしましては、全体で107ヘクタールの集積化が図られる見込みと思っております。そのうち約、全体の45パーセントほどが農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんが関わって農地集積が行われたという実績になってございます。それらを、いろいろ各種算定方式等々に基づいて算出した実績として、今回の農地利用最適化交付金ということでの補正予算を組ませていただいたものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

中身については分かりました。それで、あと、報酬ですので、たぶん、それぞれの農業委員の方々の方に分配になるかと思いますが、これが一律で分配になるのか、それとも、この出席日数とか応分の割合で配分になるのか、お知らせいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（和野康弘君）

お答えいたします。活動実績につきましては、各委員さんによって、やはり、ばらつきがございますので、若干差が出てくるかと思います。成果実績についても同様に、やはり成果が上がった方、上がっていな方とありますので、それらを勘案しまして、分配方法については考えたいと思っておりますが、なかなか場所によって集積が進まない場所、進む場所、活動しても、なかなか成果が上がらない場所とか、地域性が場所によって大きく異なります。担い手がいない場所も、少ない場所もございます。そういうところ等々も勘案しながら、成果の部分については検討していきたいと、検討した上で配分したいと考えております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。近藤委員。

近藤聖委員

7ページ、第3表、債務負担行為補正の追加というところですが、この限度額の項目について見ましたけれども、以前からのことは、ちょっと分かっておりませんので、もう少し詳しく説明をお願いしたいのですが。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

第3表の債務負担行為についてのお尋ねでございますが、森林組合の事業運転資金に係る損失補償ということでございます。これにつきましては、これまでも補償をしてきた経緯がございますけども、当初は平成13年度、5千万ということでの債務保証ございました。委託加工事業に係る短期資金についての補償ということでございました。それで、その後、平成27年度からの分が5千万追加になりまして、トータルで1億になったことでございまして、こちらの方につきましては、その27年度の分につきましては、事業継続に向けての短期資金の補償ということでございます。その、これまでの1億が今回、令和元年度からの分で継続を3年度までお願いしたいということで、この

委託加工等の分について、短期資金を借りているわけですが、その分を役場の方で損失補償するという内容でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

ちょっと分かんないんで、お聞きするんですけども、そうすると、令和3年度までと、ここは限定しますけども、今後もこういうふうになっていくということなんでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

令和元年度から令和3年度に借り入れた短期資金について、損失補償しますという内容でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。近藤委員。

近藤聖委員

もう1点、すいません。14ページ、19款、4項の3番目、森林整備地域活動支援交付金返還金、この前の説明のときに、これは森林組合からの返還金ですという説明だったんですが、ここも、ちょっと詳しく教えてください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

この森林整備地域活動支援交付金につきましては、平成29年度に実施した事業がございまして、この事業要件の中に、経営計画を立てる、それから、間伐を実施するというようなことがございまして、これら定められた要件の事業を翌年度に実施できなかつたということによって、事業の要件にそぐわなかった部分があるので、森林組合の方から自主的に町に補助金を返還したいという申し出があったものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第9号、令和元年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第9号、令和元年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第10号、令和元年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第10号、令和元年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第10号、令和元年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第11号、令和元年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第11号、令和元年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第11号、令和元年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第12号、令和元年度葛巻町水道事業会計補正予算（第2号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第12号、令和元年度葛巻町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第12号、令和元年度葛巻町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第13号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の改正、一部改正につきましては、会計年度職員、任用職員の服務の宣誓の関係なようでございますが、ここで、任命権者は別段の定めをすることができるという、できる規定が入っておりますが、特に、この別段の定めとすることができるという意味はどのようなことを指しているのでしょうか。しなくともよろしいというようなものなのか、この宣誓はどのような感じで別段の定めが出てくるでしょうか、お知らせください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

お答えいたします。別段の定めについてのご質問ということですが、任命権者等の面前での宣誓書への署名をしないでですね、署名をした宣誓書を提出するような形で進めるというようなことで考えているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、正規職員は書面でもってやることになっていますよね。そういうふうなことはなしというような理解でよろしいですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

書面提出ということでですね、対応することになります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第13号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第13号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第14号、葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び葛巻町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

これは、地方自治法の一部改正によって条文が1条ずれての改正が本来の姿のようですが、ここに掲げておますが、第1条については病院事業、第2条については水道事業、それぞれ首長、それから、職員の賠償責任が明示されているわけでございますが、例えば、病院の方、本文の方では、この議会の同意を得なければならぬ金額の賠償額は、病院事業では100,000円、それから、水道事業では500,000円、この違いがあるわけですが、どちらにしても、こういったようなケースの場合については、この賠償額100,000円、500,000円、違ってくるわけですが、私はちょっと、これが均衡を失しているのではないのかと、このように思います。と、いいますのは、同じ職員が同じくらいの賠償責任を負うというような場合には、病院で働いている方と水道事業で働いている方、このように違うというふうな問題があるのでないかなと、このように思います。ちなみに、こういったようなことは、やはり、あってはならないなというふうなことで、吟味して調べてみました。そしたら、県内の市町村立の病院を持っている関係を見ましたら、この金額については、ほとんど両方500,000円ずつなんですね。そうしますと、均衡がとれるのではないかなど、100,000円と500,000円は不均衡ではないのかなど、ですから、もしも、私は病院の事業の方についても賠償額が500,000円なら500,000円、同じ額であれば、この均衡がとれるのではないかなど、それから、他町村との均衡もとれるのではないかなどというようなことで、せっかく今この一部改正しようとするとときに、こういったようなことも併せて見直していただければ非常に有り難かったなど、そのような思いしております。どのような事情でしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今回の条例の改正ですが、先ほどお話をありますように、地方自治法の改正に伴っての条項ずれを整理する内容となっておるものであります。

そういう中で、職員の賠償責任の免除に係る規定でございますが、おっしゃいますように、葛巻病院については、これにつきましては昭和42年に制定以降、これまで賠償責任の免除に係る規定の改正がされてこなかったというのが事実であります。そういう中で、水道事業だけ、どうして改正したのか、ずれたのかという部分でのお話をさせていただきますが、平成29年に公営企業法に移行した際に他の市町村の水道事業の条例等を参考にしながら、その改正といいますか、移行と併せて、今回、今回といいますか、改正をしているというような状況にあったものであります。

そういう中で、ご指摘いただきましたように、同じ職員の対応する賠償責任の額の違いといいますか、差については、これは今回、条項ずれというような状況の中での整理であったものですから、その改正を、それで、このような提案をしているところであります。今回の、その不均衡といいますか、これについては、速やかに次の議会の開催の際に、この改正の提案をさせていただいて、その対応をしてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今の答弁ですと、速やかに、この賠償額についても同額にしたいというようなお話をよね。そういうふうなのであれば、早急に直していただいて、ですから、この条文が一つ違った場合でも、全体をやはり見直す工夫が必要ではないのかなというようなことを申し上げたいです。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第14号、葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び葛巻町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第14号、葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び葛巻町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第15号、葛巻町職員定数条例及び葛巻町課設置条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回は、課の設置条例の関係でございますが、このような1課が増えてくるような形になるようですが、政策秘書課、総務課、いらっしゃい葛巻推進課、三つの課が、このように分散といいますかね、分かれてなってくるようなんですが、こここの新しい課の、この課の職員体制はどのように、何名ずつ入る、配置になるのか、お知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。まず、政策秘書課の部分でございますが、今回の機構改革に伴いまして、主に企画部門が移管されるものでございまして、正職員、それから、会計年度職員合わせて現在6名のところを8名、2名をプラスというふうな計画でございます。それから、総務企画課につきましては、いらっしゃい葛巻推進室がいらっしゃい葛巻推進課として独立しますので、課としては8名、正職員、会計年度職員合わせて8名の予定でございますし、いらっしゃい葛巻推進課におきましては、正職員、それから、会計年度任用職員合わせて12名の予定でございます。それから、教育委員会の部分でございますが、今回、教育委員会事務局を、こども教育課、それから、まなび交流課、2課体制とするものでございますが、現在の事務局体制が正職員8名、現在の臨時職員合わせて14名でございます。それを機構改革後につきましては、こども教育課につきましては、正職6名、会計年度2名、8名体制、それから、まなび交流課につきましては、正職4名、会計年度3名、合わせて7名というふうな体制で、現在、考えておるところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。条例ではないんですが、同じ機構改革というふうなことで、この教育委員会の部分でございますが、これについても新しい課、全員が正規職員で配置になるというふうなことになるでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。先ほどもお答え申し上げましたところと重複する部分もござ

いますが、教育委員会のこども教育課につきましては、正職員については6名、それから、会計年度職員が2名、合計8名、まなび交流課につきましては、正職員が4名、会計年度職員が3名というふうな配置で、現在、考えておるところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。近藤委員。

近藤聖委員

5ページの今の質問に追ってですが、政策秘書課が筆頭課になるというふうな、この前、説明をいただきました。その意味合いを、よかつたら教えてください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。今回の組織改編に伴いまして、委員おっしゃるとおり、筆頭課を政策秘書課にするものでございますが、その理由でございます。今回の改革に伴いまして、これまで総務企画課が筆頭課の序列でございました。今回、その序列を見直しまして、政策秘書課を筆頭課とするところでございますが、これにつきましては、今回の機構改革に伴いまして、課の分掌事務のうち議会に関する事項、これまで一部、政策秘書課で担っていたものでございますが、事務の全部を秘書課の方に移管するものでございます。それから、町行政の総合的な企画に関する事項、これは、町の総合計画でありますたり、過疎計画などの主要計画の立案、調整など、これまで、まちづくりを進める上で大変重要な事務につきまして、政策秘書課に移管するものでございます。

また、参考までに、県の機構を見たときにですね、来年度からの機構につきましては、県でも見直しが行われておるところでございまして、迅速、的確な政策形成、それから、分野横断的な取り組みの一層の展開を図るために政策企画部が新設されまして、総合的な政策の立案、調整や評価等の業務、これにつきまして、政策企画課が担うこととされておると伺ってございます。また、県の政策企画部につきましては、その構成につきましては、政策企画課のほか秘書課、広聴広報課がその内部に設置されているものでございます。こういった状況を勘案いたしまして、今回の機構改革におきまして、政策秘書課を筆頭課とするものでございます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。近藤委員。

近藤聖委員

4ページです。今、教育委員会の人数についても、ご説明ありましたけれども、この表だけ見ると、教育委員会の改正前が37人から改正後は28人になっております。ここ

のところを、もう少し詳しく教えてください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。まず、初めに、この定数条例につきましては、組織、部局ごとに置くことができる職員数の上限を定めるものでございます。この定数を上回る職員を任用することができないルールとなってございます。このようなことから、定数条例で定める職員数、それから、実際に配置される職員数とは異なる場合が出来るものでございます。今回の定数条例の改正につきましては、現在の定数条例 157 人でございますが、こちらを変更せずに、来年度における各部局の職員配置予定人数を基本といたしまして、今後、新たに採用が想定される人数を定数に盛り込んでいるものでございます。

ここで、教育委員会部局の定数につきましてでございますが、平成 21 年度末までは事務局の一般職員と学校用務員などの労務職の職員、これらを含めて 23 人としておりましたが、平成 22 年度に保育園を町長部局から教育委員会部局へ移管したことによりまして、保育士、調理員を含めた形で、現在の定数である 37 人となっておるものでございます。その間、第 4 次行政改革などによりまして、学校用務員などの労務職につきましては業務委託、それから、臨時職員への切り替えが行われまして、現在、学校用務員はゼロでございますが、定数の見直しは行っていなかったのが実態でございます。あくまでも上限を定めるものという前提でございますが、それから、参考までに教育委員会事務局の令和元年度実数、実数でございますが、現在 22 人でございます。来年度は機構改革に伴いまして、こども教育課、それから、まなび交流課の 2 課体制になることによりまして実数の方も、現在のところ 3 名増の 25 人程度を想定してございます。このようなことから、条例上の定数は 9 人減という、ふうなことになるわけでございますが、実数につきましては、実態に合わせた形での増員になりますし、定数についても、将来、採用が想定される保育士等を考慮いたしまして、3 人分の、3 人程度の余裕をみた形の、条例上は 28 人とさせていただいたものでございます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

大変よく分かりました。実数とか、そういう数字については、よく分かったんですけども、教育委員会が 2 課体制になるということで、3 名増えるということは大変良いことだなと思っております。私は教育委員会の人数はもっと多くてもいいのではないかと、法的な根拠とか、そういうのをちょっと、まだ勉強しないで言っているんですけども、今お聞きしてですね、2 課体制になるのもあるんですけども、新庁舎ができたときに新しい図書館ができますね。この図書館の活用について大変期待しているものなんですけ

ども、そういう文化的なことに関する専門員といいますか、そういう方の配置をぜひお願いしたいと思っているので、教育委員会の人数は、私はもっと増えていいんじゃないかと思っていますけども、これで、まず、上限ということで考えていいのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（服部隆行君）

委員おっしゃるとおり、上限を28名としたものでございます。繰り返しになりますが、将来、採用が想定されます保育士等、それから、委員おっしゃいました、例えばですが、図書館司書等の採用等も、今後、検討していく必要があると考えてございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

よく分かりました。蛇足ですが、町長さんの所信表明をいろいろお聞きしていると、新庁舎はやはり葛巻のシンボルにということをお考えであれば、図書館を充実させることについて、十分な人数配置を今後お願いしたいと思います。お答えはいりません。ありがとうございました。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第15号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第15号、葛巻町職員定数条例及び葛巻町課設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第15号、葛巻町職員定数条例及び葛巻町課設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第16号、印鑑条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第16号、印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第16号、印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第17号、町営住宅条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第17号、町営住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第17号、町営住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第18号、手数料条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第18号、手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第18号、手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで、11時15分まで休憩します。

(休憩時刻 11時00分)

(再開時刻 11時15分)

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

最初に、第9号議案でありました一般補正の質疑の中で、近藤委員からの質疑の中で、債務負担行為の補正の質問、答弁に対し、副町長から発言の申し出がございましたので、これを許します。

副町長。

副町長（觸澤義美君）

先ほど、近藤委員からの質問に対しまして、農林環境エネルギー課長から森林組合の損失補償に係る債務負担について答弁をいたしましたところですが、その中で、森林組合に対する債務負担につきましては、木材の売却から現金回収までの売掛回収を図るための事業運転資金として平成13年から設定しているという、損失補償をしてきたところだと、これについては、そのとおりでございます。平成27年からのところですが、これにつきましては、販路拡大のための新規の取引先ということでありますが、北上プライウッドへの出荷等々に係る、その販路の拡充に損失補償を50,000,000円追加いたしまして、現在1億になっているという内容でございますので、修正をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

次に、日程第12、議案第19号、非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入れます。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の非常勤特別職の条例の一部改正では、学校医と学校歯科医、学校薬剤師、この3人の方の年額で報酬が、このように改正したいというふうなことのようですが、これも地方自治法の改正というふうな大義名分があるようでございますが、今、葛巻でお一人で全部、学校医などを勤めになっているものか、同じく歯科医、薬剤師もどのような状況になっているのか、お知らせをいただきたいと思います。それから、また、年額、額200,000円、それから、薬剤師の場合は80,000円というふうなことですが、他町村との比較した場合には、この妥当性の額はいかがなものか、お知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

ただいまの答弁について、学校医等の配置の件について、お答えいたします。学校医の先生は町内の葛巻病院の医師1名と、あとは町内の開業医の医師を1名お願いしてございます。学校歯科医につきましては、町内の開業医3人の医師の皆様をお願いしております。学校薬剤師については、葛巻病院の薬剤師を1名お願いしているものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

額の方につきましては、現在、ちょっと資料を取り寄せますので、お待ちください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今、保留ですので、ちょっと続けたいと思います。いいですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

はい、よろしいです。

柴田勇雄委員

今のお話ですと、葛巻病院の先生も含まれている、それから、薬剤師も含まれている

というふうな話がありましたけれども、例えば、この職務を時間内で病院職員の先生がやったような場合は、こういったような報酬の支払いはどのような形になるでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

ただいま、ちょっとお調べして、正確な部分で答えたいと思いますので、お待ちください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

暫時休憩いたします。

（休憩時刻 11時22分）

（再開時刻 11時23分）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

会議を再開いたします。

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、報酬の関係であります、学校医あるいは学校歯科医、学校薬剤師ということでございますが、これにつきましては、葛巻病院と施設との契約ということでございますので、病院の方に、その報酬は入ることになるものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

ただいま副町長から答弁あったように、学校と同じように、町立病院、葛巻病院と契約して払っているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

つまり、こここの部分は報酬ですよね。報酬というのは個人に支払っていくのが大前提で、このように決まっていると思いますが、葛巻病院という同じ町の関連のする先生なわけですが、そういったような場合には対病院との契約はできないわけですけども、覚

え書きとか、そういうふうなことで、このくらい支払いますというふうな契約みたいな
ような感じでの職務を行ってもらうというような形になるような感じがしますが、もし、
そういうふうなのであればですね、これは、あくまでも個人的にお支払いする報酬はこ
うですよというふうなことではなるんですが、今のお話ですと、逆に病院ですから、病
院に直接お支払いするのであれば、もちろん職務でやるわけですから、病院にこのく
らいお支払いしても結構なわけですが、ただ、この支払い方法は報酬ではないような感
じもいたしますが、いかがでしょうかね。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

大変失礼いたしました。葛巻病院の部分については、契約いたしまして、委託料での
支払いということになりますが、個人との契約の場合に、個人医との契約の場合に、こ
の規定によって支払いをするということになるものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

暫時休憩いたします。

（休憩時刻 11時28分）

（再開時刻 11時29分）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

会議を再開いたします。

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

大変失礼いたしました。報酬の額の関係で他市町村の状況でございますが、幅がござ
いまして、100,000円から、学校医の場合は、学校医と歯科医の場合は100,000円から
200,000円の範囲内での設定になっているようでございますが、うちでは、その200,000
円に設定させていただくということですし、それから、薬剤師は30,000円から100,000
円の範囲内のようにございまして、当町では80,000円で設定させていただくというも
のでございます。よろしくお願ひいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、他町村の例から見ても現在のこの額も妥当な額ですよというふうな形

に、そう理解してよろしいんですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

他の市町村との額等の大体、整合性の取れた額での設定になりますんで、妥当だと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。あとは、葛巻病院でやっていないのは学校歯科医の部分かと思われますが、これは、現在、開業医の先生方がおられるわけですが、全員が学校医になっていくことでしょうか。学校歯科医。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

お答えいたします。町内にある全歯科の開業医の先生方をお願いしてやっているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第19号、非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第19号、非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第20号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第20号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第20号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第21号、葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第21号、葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第21号、葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第22号、葛巻町水道事業給水条例の一部を改正する条例を、

議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第22号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第22号、葛巻町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第22号、葛巻町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第23号、葛巻町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第23号、葛巻町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第23号、葛巻町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第24号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めるについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第24号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めるこについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第24号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めるこについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第25号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めるこについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらぬよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第25号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めるこについては、原案のとおり適任とすることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第25号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めるこについては、原案のとおり適任とすることに決定しました。

以上で、本日の審査日程はすべて終了しました。

12日、木曜日は午前10時から開きますので、本会議場にご参集くださるよう、口頭をもって通知します。

本日は、これで散会します。

ご苦労様でございました。

(散会時刻 11時40分)